

令和6年3月5日

第1回定例会議案

厚真町議会

付 議 案 件

番 号	件 名
議案第 1 号	令和 6 年度厚真町一般会計予算について
議案第 2 号	令和 6 年度厚真町国民健康保険事業特別会計予算について
議案第 3 号	令和 6 年度厚真町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第 4 号	令和 6 年度厚真町介護保険事業特別会計予算について
議案第 5 号	令和 6 年度厚真町簡易水道事業会計予算について
議案第 6 号	令和 6 年度厚真町下水道事業会計予算について
議案第 7 号	令和 5 年度厚真町一般会計補正予算（第 1 4 号）について
議案第 8 号	令和 5 年度厚真町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）について
議案第 9 号	令和 5 年度厚真町介護保険事業特別会計補正予算（保険事業勘定補正予算（第 3 号））について
議案第 1 0 号	令和 5 年度厚真町簡易水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について
議案第 1 1 号	令和 5 年度厚真町公共下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）について
議案第 1 2 号	厚真町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
議案第 1 3 号	厚真町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について
議案第 1 4 号	厚真町議会傍聴規則の一部改正について
議案第 1 5 号	厚真町個人情報保護法施行条例の一部改正について
議案第 1 6 号	厚真町監査委員条例の一部改正について
議案第 1 7 号	厚真町非常勤公職者の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について
議案第 1 8 号	厚真町一般職の給与に関する条例の一部改正について
議案第 1 9 号	厚真町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について
議案第 2 0 号	厚真町手数料徴収条例の一部改正について
議案第 2 1 号	厚真町国民健康保険条例の一部改正について
議案第 2 2 号	厚真町介護保険条例の一部改正について

議案第 2 3 号	厚真町道路占用料徴収条例の一部改正について
議案第 2 4 号	厚真町普通河川及び準用河川に関する占用料徴収条例の一部改正について
議案第 2 5 号	厚真町都市公園条例の一部改正について
議案第 2 6 号	厚真町簡易水道事業給水条例の一部改正について
議案第 2 7 号	厚真町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術者の資格基準に関する条例の一部改正について
議案第 2 8 号	厚真町簡易水道基金条例の一部改正について
議案第 2 9 号	厚真町公共下水道基金条例の一部改正について
議案第 3 0 号	東胆振 3 町介護認定審査会共同設置規約の一部改正について
議案第 3 1 号	東胆振 3 町障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部改正について
議案第 3 2 号	令和 5 年度町道幌内左岸線道路改良舗装工事その 2 請負契約の変更について
議案第 3 3 号	財産の無償貸付について
議案第 3 4 号	財産の貸付に係る減免について
議案第 3 5 号	町道路線の廃止について
議案第 3 6 号	町道路線の認定について
議案第 3 7 号	町道路線の廃止について
議案第 3 8 号	町道路線の認定について
承認第 1 号	専決処分（令和 5 年度厚真町介護保険事業特別会計補正予算（介護サービス事業勘定補正予算（第 6 号）））の承認について
報告第 1 号	専決処分（損害賠償額の決定）の報告について
報告第 2 号	専決処分（豊沢地区大規模盛土造成地滑動崩落防止工事（その 5）請負契約の変更）の報告について
報告第 3 号	委員会調査報告について（新庁舎周辺等整備調査検討特別委員会）
報告第 4 号	産業建設常任委員会付託事件審査報告について
報告第 5 号	現金出納例月検査の結果報告について

議案第 15 号

厚真町個人情報保護法施行条例の一部改正について

厚真町個人情報保護法施行条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 6 年 3 月 5 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町個人情報保護法施行条例の一部を改正する条例

厚真町個人情報保護法施行条例（令和 5 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 条第 5 項及び第 6 項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 7 号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

議案第 16 号

厚真町監査委員条例の一部改正について

厚真町監査委員条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 6 年 3 月 5 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町監査委員条例の一部を改正する条例

厚真町監査委員条例(平成12年条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条中「法第243条の2第3項」を「法第243条の2の8第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 17 号

厚真町非常勤公職者の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正について

厚真町非常勤公職者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 6 年 3 月 5 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町非常勤公職者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

厚真町非常勤公職者の報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例（昭和 31 年条例第 9 号）を次のように改正する。

別表第 1 中「

農業委員会委員	会長	月額	68,000
	会長代理		45,000
	委員		40,000

」を「

農業委員会委員	会長	月額	68,000
	会長代理		45,000
	委員		40,000
	農地利用最適 化業務	年額	活動及び成果に応じた 報酬で町長が別に定め る額

」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 18 号

厚真町一般職の給与に関する条例の一部改正について

厚真町一般職の給与に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 6 年 3 月 5 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町一般職の給与に関する条例の一部を改正する条例

厚真町一般職の給与に関する条例（昭和26年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第18条の3第3号及び第4号並びに第18条の4第1項第1号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

議案第 19 号

厚真町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正に
ついて

厚真町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のよう
に改正しようとする。

令和 6 年 3 月 5 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

厚真町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第
35号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第16条の2 給与条例第18条の5の規定は、任期が6月以上のフルタイム
会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当
の支給について準用する。

第28条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第28条の2 給与条例第18条の5の規定は、任期が6月以上のパートタイ
ム会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として町長
が規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）について準用す
る。この場合において、給与条例第18条の5第2項第1号中「基準日現在
（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次
項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額並びにこれに対する
地域手当の月額を加算した額」とあるのは「基準日（退職し、又は死亡した
職員にあっては、退職し、又は死亡した日。次項において同じ。）以前6か
月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フ
ルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して町長が規則で定める額を除
く。）の1月当たりの平均額」と、同条第3項中「基準日現在において職員
が受けるべき給料の月額並びにこれに対する地域手当の月額の合計額」とあ
るのは「基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在
職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との均衡を考慮して町長
が規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」とする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当の支給について準用する。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 20 号

厚真町手数料徴収条例の一部改正について

厚真町手数料徴収条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 6 年 3 月 5 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町手数料徴収条例の一部を改正する条例

厚真町手数料徴収条例（平成１２年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第２条第２９号中「地籍図写」の次に「（電子データ含む）」を加え、同条中第４１号及び第４２号を削り、第４０号を第４１号とし、第３１号から第３９号までを１号ずつ繰り下げ、第３０号の次に次の１号を加える。

（31） 地籍図等に関する電子データ交付手数料 １式（町全域） １００，
０００円

第２条中第４３号を第４２号とし、第４４号から第４６号までを１号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 2 1 号

厚真町国民健康保険条例の一部改正について

厚真町国民健康保険条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 6 年 3 月 5 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町国民健康保険条例の一部を改正する条例

厚真町国民健康保険条例（昭和34年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第13条の2の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る」を削り、同条第1号ア中「（一般被保険者に係るものに限る。）」を削り、同号イ中「第22条」を「第7条」に改め、「道が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、」を削り、同号カ中「退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに道が行う国民健康保険の一般被保険者に係る」及び「及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額」を削り、同条第2号イ中「第22条」を「第7条」に改め、同号ウ中「（エにおいて「国民健康保険保険給付費等交付金」という。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。）に係るものを除く。）」を削り、同号エ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」及び「並びに国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）」を削る。

第14条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被保険者に係る」を削り、「一般被保険者」を「被保険者」に改め、「、資産割額」及び「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第15条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項中「一般被

保険者」を「被保険者」に改める。

第17条を次のように改める。

第17条 削除

第18条の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、同項第1号中「基礎賦課総額の100分の50に相当する額を基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則（昭和33年省令第53号）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数」を「第15条第1項の所得割の保険料率は100分の7.58とする。」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 削除

第18条第1項第3号中「基礎賦課総額の100分の25に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額」を「第14条第1項の被保険者均等割額は、被保険者1人について31,922円とする。」に改め、同項第4号中「世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額」を「第14条第1項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。」に改め、同号ア中「イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から」を「特定世帯（」に、「の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額」を「）以外の世帯 37,732円」に改め、同号イ中「アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額」を「18,866円」に改め、同号ウ中「アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額」を「28,299円」に改める。

第18条の2から第18条の5の2までを次のように改める。

第18条の2から第18条の5の2まで 削除

第18条の6中「又は第18条の2」及び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の基礎賦課額と第18条の2の基礎賦課額との合算額をいう。第21条及び第22条第1項において同じ。）」を削る。

第18条の6の2の見出し及び同条各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同条第1号中「であって、道が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの」を削り、同条第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第18条の6の3の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改め、「、資産割額」及び「（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）」を削る。

第18条の6の4の見出し中「一般被保険者に係る」を削り、同条中「一般被保険者」を「被保険者」に改める。

第18条の6の5を次のように改める。

第18条の6の5 削除

第18条の6の6の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「一般被保険者に係る」を削り、同項第1号中「所得割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の50に相当する額を一般被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数」を「第18条の6の4の所得割の保険料率は100分の2.54とする。」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 削除

第18条の6の6第1項第3号中「被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の25に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額」を「第18条の6の3の被保険者均等割額は、被保険者1人について10,754円とする。」に改め、同項第4号中「世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額」を「第18条の6の3の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。」に改め、同号ア中「イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額」を「特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 12,711円」に改め、同号イ中「アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額」を「6,355円」に改め、同号ウ中「アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額」を「9,533円」に改める。

第18条の6の7から第18条の6の11までを次のように改める。

第18条の6の7から第18条の6の11まで 削除

第18条の6の12中「又は第18条の6の7」及

び「（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第18条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第18条の6の7の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第21条及び第22条第1項において同じ。）」を削り、「22万円」を「24万円」に改める。

第18条の7第2号ア中「第22条」を「第7条」に改め、同号イ中「法附則第9条第1項の規定により読み替えられた」を削る。

第18条の8第1項中「、資産割額」を削る。

第18条の10を次のように改める。

第18条の10 削除

第18条の11第1項第1号中「介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数」を「第18条の8第1項の所得割の保険料率は100分の1.84とする。」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 削除

第18条の11第1項第3号中「介護納付金賦課総額の100分の25に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額」を「第18条の8第1項の被保険者均等割額は、被保険者1人について12,323円とする。」に改め、同項第4号中「介護納付金賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数で除して得た額」を「第18条の8第1項の世帯別平等割額は、1世帯について10,554円とする。」に改める。

第21条第1項中「、第18条の2」、「若しくは第18条の6の7」及び「若しくは第18条の5」を削り、同条第2項中「、第18条の2、」を「若しくは」に改め、「若しくは第18条の6の7」及び「若しくは第18条の5」を削る。

第22条第1項中「又は第18条の2」を削り、同項第2号中「29万」を「29万5千円」に改め、同項第3号中「53万5千円」を「54万5千円」に改め、同条第3項中「又は第18条の2」及び「又は第18条の6の7」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第4項中「又は第18条の2」を削る。

第22条の3第1項中「又は第18条の5」を削り、同条第3項中「又は第18条の5」、「又は第18条の6の10」及び「、「第18条第2項」とあるのは「第18条の6の6第2項」と」を削り、同条第4項第1号中「又は第18条の5」を削り、同条第6項中「又は第18条の5」、「又は第18条の6の10」及び「、「第18条第2項」とあるのは「第18条の6の6第2項」と」を削る。

第22条の4第1項中「第15条又は第18条の2」を「第14条」に改め、同条第3項中「第15条又は第18条の2」を「第14条」に改め、「又は第18条の6の7」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条4項及び第5項中「第15条又は第18条の2」を「第14条」に改め、同条第7項中「第15条又は第18条の2」を「第14条」に改め、「又は第18条の6の7」を削り、「22万円」を「24万円」に改め、同条第8項中「第15条又は第18条の2」を「第14条」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の第6章の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 22 号

厚真町介護保険条例の一部改正について

厚真町介護保険条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 6 年 3 月 5 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町介護保険条例の一部を改正する条例

厚真町介護保険条例(平成12年条例第1号)の一部を次のように改正する。

第11条中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に改める。

第11条第1項第1号中「3万3,600円」を「3万570円」に改め、同項第2号中「5万400円」を「4万6,030円」に改め、同項第3号中「5万400円」を「4万6,030円」に改め、同項に次の4号を加える。

(10) 令第38条第1項第10号に掲げる者 12万7,680円

(11) 令第38条第1項第11号に掲げる者 14万1,120円

(12) 令第38条第1項第12号に掲げる者 15万4,560円

(13) 令第38条第1項第13号に掲げる者 16万1,280円

第11条第2項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「2万160円」を「1万9,150円」に改める。

第11条第3項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「2万160円」を「1万9,150円」に、「3万3,600円」を「3万2,590円」に改める。

第11条第4項中「令和3年度から令和5年度」を「令和6年度から令和8年度」に、「2万160円」を「1万9,150円」に、「4万7,040円」を「4万6,030円」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の厚真町介護保険条例第11条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第 23 号

厚真町道路占用料徴収条例の一部改正について

厚真町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 6 年 3 月 5 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

厚真町道路占用料徴収条例（昭和５８年条例第６号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第２条関係）

法第３ ２条第 １項第 １号に 掲げる 工作物	第１種電柱	１本につ	４３０円
	第２種電柱	き１年	６７０円
	第３種電柱		９００円
	第１種電話柱		３９０円
	第２種電話柱		６２０円
	第３種電話柱		８５０円
	その他の柱類		３９円
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ１メートルに	４円
	地下に設ける電線その他の線類	つき１年	２円
	路上に設ける変圧器	１個につき１年	３８０円
	地下に設ける変圧器	占用面積 １平方メートルにつき１年	２３０円
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	１個につき１年	７８０円
	郵便差出箱及び信書便差出箱		３３０円
	広告塔	表示面積	５９０円

		1 平方メ ートルに つき 1 年	
	その他のもの	占用面積 1 平方メ ートルに つき 1 年	7 8 0 円
法第 3 2 条第 1 項第 2 号に 掲げる 物件	外径が 0.07 メートル未 満のもの	長さ 1 メ ートルに つき 1 年	1 6 円
	外径が 0.07 メートル以 上 0.1 メートル未満のも の		2 3 円
	外径が 0.1 メートル以上 0.15 メートル未満のも の		3 5 円
	外径が 0.15 メートル以 上 0.2 メートル未満のも の		4 7 円
	外径が 0.2 メートル以上 0.3 メートル未満のもの		7 0 円
	外径が 0.3 メートル以上 0.4 メートル未満のもの		9 3 円
	外径が 0.4 メートル以上 0.7 メートル未満のもの		1 6 0 円
	外径が 0.7 メートル以上 1 メートル未満のもの		2 3 0 円
	外径が 1 メートル以上の		4 7 0 円

	もの			
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設			占用面積 1平方メ	780円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	一トルにつき1年	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの		Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.07を乗じて得た額
	上空に設ける通路			290円
	地下に設ける通路			180円
	その他のもの			780円
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積 1平方メ 一トルにつき1日	6円
	その他のもの		占用面積 1平方メ 一トルにつき1月	59円
道路法 施行令 (昭和27年 政令第479号。以下	看板(アーチであるものを除く。)	一時的に設けるもの	表示面積 1平方メ 一トルにつき1月	59円
		その他のもの	表示面積 1平方メ 一トルに	590円

「政令」とい う。)第 7条第 1号に 掲げる 物件			つき1年	
	標識		1本につ き1年	620円
	旗ざお	祭礼、縁日そ の他の催し に際し、一時 的に設ける もの	1本につ き1日	6円
		その他のも の	1本につ き1月	59円
	幕(政令第7 条第4号に 掲げる工事 用施設であ るものを除 く。)	祭礼、縁日そ の他の催し に際し、一時 的に設ける もの	その面積 1平方メ ートルに つき1日	6円
		その他のも の	その面積 1平方メ ートルに つき1月	59円
	アーチ	車道を横断 するもの	1基につ き1月	590円
		その他のも の		290円
	政令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積	780円
	政令第7条第3号に掲げる施設		1平方メ ートルに つき1年	Aに0.031を乗じて得た額

政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積 1平方メートルに	59円
政令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設		つき1月	78円
政令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下(当該路面下の地下を除く。)に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	上空に設けるもの		Aに0.017を乗じて得た額
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額
		階数が2のもの	Aに0.006を乗じて得た額
		階数が3以上のもの	Aに0.007を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.025を乗じて得た額
政令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.015を乗じて得た額
政令第7条第13号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路(高架のものに限る。)の路面下に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額

	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じて得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じて得た額
条例第 2条第 2頁第 5号に 掲げる 物件	その他のもの	農地	近傍類似の農地の1平方メートル当たりの借賃（農地法（昭和27年法律第229号）第52条の規定に基づき厚真町農業委員会が情報の提供を行った借賃（その情報の提供がなかったときは、類似の市町村の農業委員会が情報の提供を行った借賃）をいう。以下同じ。）を勘案して町長が定める額
		その他のもの	町長がその都度定める

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 24 号

厚真町普通河川及び準用河川に関する占用料等徴収条例の一部改正について

厚真町普通河川及び準用河川に関する占用料等徴収条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 6 年 3 月 5 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町普通河川及び準用河川に関する占用料等徴収条例の一部を改正
する条例

厚真町普通河川及び準用河川に関する占用料等徴収条例（平成１２年条例第
１８号）の一部を次のように改正する。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第２条関係）

土地占用料（年額）

番号	区分	単位	単価及び算出方法	摘要
1	鉱泉地	１口	類似の土地の価格に１００分の６ を乗じて得た額	
2	建造工作物敷 地（外径が０． ４メートル以 上の管を埋設 する場合の敷 地を含む。）	占用面積 １平方メ ートル	近傍類似の土地の１平方メートル 当たりの価格（地方税法第３４９条 に規定する固定資産課税台帳に登 録された価格をいい、以下「近傍価 格」という。）に１００分の６を乗 じて得た額（その額が２０円に満た ない場合にあつては、２０円）	
3	その他の敷地		近傍価格に１００分の５を乗じて 得た額（その額が１０円に満たない 場合にあつては、１０円）	
4	農耕用敷地		近傍類似の農地の１平方メートル 当たりの借賃（農地法（昭和２７年 法律第２２９号）第５２条の規定に 基づき厚真町農業委員会が情報の 提供を行つた借賃（その情報の提供 がなかったときは、類似の市町村の 農業委員会が情報の提供を行つた	

				借賃)をいう。以下同じ。)を勘案して町長が定める額	
5	採草及び放牧 用敷地			近傍の畑の用に供している土地の 1平方メートル当たりの借賃を勘 案して町長が定める額に100分 の60を乗じて得た額	
6	鉄道及び軌道 敷地			80円	
7	漁業及び養殖 用水面			20円	
8	係船その他に 係る水面			30円	
9	管(外 径が 0.07 0.4 メート メートル未満 のものの 埋設に 限る。) の埋設	長さ1メ ートル		16円	
	外径が 0.07 メート ル以上 0.1メ ートル 未満の もの			23円	
	外径が 0.1メ			35円	

		一トル 以上0. 15メ 一トル 未満の もの			
		外径が 0.15 メー トル以上 0.2メ 一トル 未満の もの		47円	
		外径が 0.2メ 一トル 以上0. 3メー トル未 満のも の		70円	
		外径が 0.3メ 一トル 以上の もの		93円	

1 0	第 1 種電柱	1 本	4 3 0 円	
1 1	第 2 種電柱		6 7 0 円	
1 2	第 3 種電柱		9 0 0 円	
1 3	第 1 種電話柱		3 9 0 円	
1 4	第 2 種電話柱		6 2 0 円	
1 5	第 3 種電話柱		8 5 0 円	
1 6	その他の柱類		3 9 円	
1 7	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートル	4 円	
1 8	鉄塔	1 基	7 8 0 円	

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 25 号

厚真町都市公園条例の一部改正について

厚真町都市公園条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 6 年 3 月 5 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町都市公園条例の一部を改正する条例

厚真町都市公園条例（昭和５４年条例第２７号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第１０条関係）

	使用区分	単位	時間	使用料
法第５条第１項の許可	公園施設を設置する場合	町長がその都度定める		
	公園施設を管理する場合	〃		
法第６条第１項又は第３項の許可	第１種電柱	１本	１年	４３０円
	第２種電柱	〃	〃	６７０円
	第３種電柱	〃	〃	９００円
	第１種電話柱	〃	〃	３９０円
	第２種電話柱	〃	〃	６２０円
	第３種電話柱	〃	〃	８５０円
	その他の柱類	〃	〃	３９円
	共架電線その他上空に設ける線類	１メートル	〃	４円
	地下に設ける電線その他の線類	〃	〃	２円
	変圧塔	１基	〃	７８０円
	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径０．０７メートル未満	１メートル	１６円
		外径０．０７メートル以上０．１メートル未満	〃	２３円
		外径０．１メートル以上０．１５メートル未満	〃	３５円
		外径０．１５メートル以上０．２メートル未満	〃	４７円
		外径０．２メートル以上０．３メートル未満	〃	７０円

	外径0.3メートル以上0.4メートル未満	〃	〃	93円
	外径0.4メートル以上0.7メートル未満	〃	〃	160円
	外径0.7メートル以上1メートル未満	〃	〃	230円
	外径1メートル以上	〃	〃	470円
	通路、鉄道、公共駐車場その他これらに類する施設で地上に設けられるもの又は高架のもの	上空に設ける通路 1平方メートル	1年	290円
		地下に設ける通路	〃	180円
		その他のもの	〃	780円
	郵便差出箱及び信書便差出箱	1個	〃	330円
	公衆電話所	1平方メートル	〃	780円
	天体、気象又は土地の観測施設	〃		
	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	1平方メートル	1箇月	59円
	標識	1本	1年	620円
	工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設、土石、竹木、瓦その他の工事用材料置場	1平方メートル	1箇月	59円
第2条第1項 又は第3項の 許可	その他の工作物・物件・施設	町長がその都度定める		
	行商、募金その他これらに類する行為	1平方メートル	1日	10円
	業としての写真撮影	1人	1箇月	120円

	業としての映画撮影	1 時間	9 0 円
	上記以外の行為	町長がその都度定める	

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 26 号

厚真町簡易水道事業給水条例の一部改正について

厚真町簡易水道事業給水条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 6 年 3 月 5 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

厚真町簡易水道事業給水条例（昭和50年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項、第32条第2項ただし書及び第35条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 27 号

厚真町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について

厚真町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 6 年 3 月 5 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

厚真町布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成２４年条例第２６号）の一部を次のように改正する。

第４条第６号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

議案第 28 号

厚真町簡易水道基金条例の一部改正について

厚真町簡易水道基金条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 6 年 3 月 5 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町簡易水道基金条例の一部を改正する条例

厚真町簡易水道基金条例（昭和50年条例第18号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

厚真町簡易水道事業基金条例

第1条中「簡易水道」の次に「事業」を加える。

第2条中「次の各号に該当するものは、」を削り、「積立てするものとする。」を「積み立てる額は、簡易水道事業会計予算で定める額とする。」に改め、同条ただし書及び各号を削る。

第4条中「特別会計歳入歳出」を「会計」に改める。

第5条中「歳計現金」を「事業費その他の経費」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 29 号

厚真町公共下水道事業基金条例の一部改正について

厚真町公共下水道事業基金条例の一部を次のように改正しようとする。

令和 6 年 3 月 5 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

厚真町公共下水道事業基金条例の一部を改正する条例

厚真町公共下水道事業基金条例（平成18年条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

厚真町下水道事業基金条例

第1条中「公共下水道事業及び浄化槽市町村整備推進事業」を「下水道事業」に改め、「公共」を削る。

第2条中「次に掲げる額」を「下水道事業会計予算で定める額」に改め、同条各号を削る。

第4条中「公共下水道事業特別会計歳入歳出」を「下水道事業会計」に改める。

第5条中「歳計現金」を「事業費その他の経費」に改める。

第6条中「基金は、第1条に規定する目的達成のための必要な経費」を「町長は、次の各号のいずれかに該当し、不足財源をうめるための財源」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 下水道施設の災害復旧等により、財源が著しく不足するとき。
- (2) 下水道施設の拡張、改良又は維持管理のため、財源が著しく不足するとき。
- (3) 下水道施設の整備のため発行された町債の償還のため、財源が著しく不足するとき。
- (4) その他不測の事態を生じ下水道事業運営上、財源が著しく不足するとき。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 30 号

東胆振 3 町介護認定審査会共同設置規約の一部変更について

東胆振 3 町介護認定審査会共同設置規約の一部を次のように変更しようとする。

令和 6 年 3 月 5 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

東胆振 3 町介護認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約
東胆振 3 町介護認定審査会共同設置規約（平成 1 8 年告示第 2 5 号）
の一部を次のように変更する。

第 3 条中「北海道勇払郡厚真町京町 1 6 5 番地の 1 厚真町総合ケアセンター
「ゆくり」内」を「北海道勇払郡安平町早来大町 9 5 番地安平町役場総合庁舎
内」に改める。

第 4 条第 1 項及び第 2 項中「厚真町長」を「安平町長」に改める。

第 5 条（見出しを含む。）及び第 6 条第 2 項中「厚真町」を「安平町」に改め
る。

第 7 条の見出し中「厚真町」を「安平町」に改め、同条中「厚真町長」を「安
平町長」に、「厚真町議会」を「安平町議会」に改める。

第 9 条第 1 項中「厚真町長」を「安平町長」に改め、同条第 2 項中「厚真町」
を「安平町」に改める。

第 1 0 条中「厚真町長」を「安平町長」に改める。

附 則

- 1 この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 関係町の長は、この規約施行の際、現に効力を有する第 8 条第 1 項の規
定による安平町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例（平成 1 8 年安平町条例第 3 8 号）及び関係規則等を公表しなければ
ならない。

議案第 3 1 号

東胆振 3 町障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部変更について

東胆振 3 町障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部を次のように変更しようとする。

令和 6 年 3 月 5 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

東胆振 3 町障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部を変更する規約
東胆振 3 町障害支援区分認定審査会共同設置規約（平成 1 8 年告示第 2 5 号）
の一部を次のように変更する。

第 3 条中「北海道勇払郡厚真町京町 1 6 5 番地の 1 厚真町総合ケアセンター
「ゆくり」」を「北海道勇払郡安平町早来大町 9 5 番地安平町役場総合庁舎」に
改める。

第 4 条第 1 項及び第 2 項中「厚真町長」を「安平町長」に改める。

第 5 条第 2 項中「厚真町」を「安平町」に改める。

第 6 条の見出し中「厚真町」を「安平町」に改め、同条中「厚真町長」を「安
平町長」に、「厚真町議会」を「安平町議会」に改める。

第 8 条第 1 項中「厚真町長」を「安平町長」に改め、同条第 2 項中「厚真町」
を「安平町」に改める。

第 9 条中「厚真町長」を「安平町長」に改める。

附 則

- 1 この規約は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 関係町の長は、この規約施行の際、現に効力を有する第 8 条第 1 項の規定
による安平町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
（平成 1 8 年安平町条例第 3 8 号）及び関係規則等を公表しなければならない。

議案第 3 2 号

令和 5 年度町道幌内左岸線道路改良舗装工事その 2 請負契約の締結について

令和 5 年 1 1 月 2 2 日に当初契約を行った本工事について、次のとおり契約金額を変更し、工事請負契約を締結する。

令和 6 年 3 月 5 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

記

変更後の契約

- 1 契約の目的 令和5年度町道幌内左岸線道路改良舗装工事その2
- 2 変更内容 設計変更に伴う契約金額の変更
- 3 契約金額 51,634,000円
- 4 契約の相手方 北辰・今多経常建設共同企業体

代表者 勇払郡厚真町字本郷264番2

北辰公業株式会社

代表取締役 久保 揚資

構成員 勇払郡厚真町本町11番地

株式会社今多建設

代表取締役 今多 信博

議案第 33 号

財産の無償貸付について

次の財産を無償貸付することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、町議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 5 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

記

1 無償貸付する財産 普通財産（土地）

土地の所在	地 目	面積（㎡）
新町 1 1 6 番地 8	宅地	9, 3 2 8. 1 0
新町 1 1 6 番地 3	宅地	6, 5 1 0. 3 8
計		1 5, 8 3 8. 4 8

2 貸 付 先 社会福祉法人 北海道厚真福祉会

理事長 近藤 泰行

3 貸 付 目 的 令和元年 1 2 月 1 日から令和 6 年 1 1 月 3 0 日までの間、
社会福祉法人北海道厚真福祉会に無償貸与している当該地
を引き続き無償貸与することにより、同法人が行う福祉事
業の安定運営を図ることを目的とする。

4 貸 付 期 間 令和 6 年 1 2 月 1 日から令和 1 1 年 1 1 月 3 0 日までの
5 年間とする。

議案第 3 4 号

財産の貸付に係る減免について

次の財産を減免により貸し付けたいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定により、町議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 5 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

記

1 減免して貸付する財産 普通財産（建物）

所在地 厚真町字上厚真246番地

構造 木造軸組工法 平屋建

延床面積 店舗部分 157.89㎡

多目的用途部分 95.09㎡

2 貸付先 株式会社 sonraku

代表取締役 井筒 耕平

3 減免目的 昨年閉店した上厚真市街地店舗のリニューアルオープンにあたり、新規運営事業者の事業開始時における経営安定と、様々な創意工夫を凝らした店舗展開を行い、地域に根ざし親しまれる店づくりに資するため、減免して貸し付けるものとする。

4 減免率 50%以内

5 減免期間 貸し付け開始から3年間

議案第 35 号

町道路線の廃止について

次の路線を廃止することについて、道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 5 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

記

整理 番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	摘要
221	厚真大通線	表町 121 番地 6	表町 41 番地		

議案第 36 号

町道路線の認定について

道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、次の路線を町道に認定しようとする。

令和 6 年 3 月 5 日提出

厚真町長 宮坂 尚市朗

記

整理 番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	摘要
221	厚真大通線	表町 110 番地 7	表町 41 番地		

議案第 37 号

町道路線の廃止について

次の路線を廃止することについて、道路法第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 5 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

記

整理 番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	摘要
96	マッカウス沢線	字幌内 505 番 地 1	字幌内 509 番地		

議案第 38 号

町道路線の認定について

道路法第 8 条第 2 項の規定に基づき、次の路線を町道に認定しようとする。

令和 6 年 3 月 5 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

記

整理 番号	路線名	起 点	終 点	重要な 経過地	摘要
96	マッカウス沢線	字幌内 505 番地 1	字幌内 511 番地		

報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 6 年 3 月 5 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

専 決 処 分 書

物損事故による事故の損害賠償の額を決定し、和解することについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年2月9日専決処分

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

- 1 事故発生日時 令和5年12月21日
- 2 事故発生場所 勇払郡厚真町新町100番地の1付近
- 3 被 害 者 
 氏
- 4 事故の概要 新町のぞみ団地での用務へ向かうため、公用車で道道平取厚真線を走行中に、厚真新橋から町道新町ふれあい通り1号線に右折で進入する際、町道の対向車側を走行していた被害者の車両を西日の影響により視認できず、接触し破損させた。
- 5 示 談 内 容 被害者には過失がないため、過失割合を町の10割負担とし、本件事故に関する合意に至った。
- 6 損害賠償額 金 165,957円

報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、
同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

令和 6 年 3 月 5 日提出

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗

専決処分書

豊沢地区大規模盛土造成地滑動崩落防止工事（その５）請負契約の変更
について

豊沢地区大規模盛土造成地滑動崩落防止工事（その５）請負契約（令和５年
６月１３日第２回定例会議案第５号により議決）について、工事施工中設計変
更の必要が生じたので、地方自治法第１８０条第１項の規定により、次のとお
り工事請負契約の変更について専決処分する。

記

契約金額「８４５，９００，０００円」を「８４５，６９１，０００円」に
改める。

令和６年２月２１日専決処分

厚真町長 宮 坂 尚 市 朗